

第18期 中間決算公告

2021年11月30日

広島市中区胡町1番24号
株式会社 もみじ銀行
取締役頭取 小田 宏史

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	702,771	預 金	3,221,678
商品有価証券	622	譲渡性預金	38,513
金銭の信託	4,768	コールマネー	6,715
有価証券	561,702	債券貸借取引受入担保金	96,698
貸出金	2,353,328	借入金	198,013
外国為替	9,511	外国為替	14
その他資産	96,502	その他負債	16,526
その他の資産	96,502	未払法人税等	414
有形固定資産	33,936	リース債務	12
無形固定資産	2,003	その他の負債	16,099
前払年金費用	7,527	役員株式給付引当金	105
繰延税金資産	8,602	睡眠預金払戻損失引当金	222
支払承諾見返	8,850	再評価に係る繰延税金負債	4,330
貸倒引当金	△28,721	支払承諾	8,850
		負債の部合計	3,591,667
		(純資産の部)	
		資本金	10,000
		資本剰余金	57,219
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	47,219
		利益剰余金	100,150
		利益準備金	11,612
		その他利益剰余金	88,537
		繰越利益剰余金	88,537
		株主資本合計	167,369
		その他有価証券評価差額金	△5,772
		繰延ヘッジ損益	△214
		土地再評価差額金	8,356
		評価・換算差額等合計	2,369
		純資産の部合計	169,739
資産の部合計	3,761,406	負債及び純資産の部合計	3,761,406

中間損益計算書 〔 2021年4月1日から 2021年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	20,107
資 金 運 用 収 益	14,314
(うち貸出金利息)	(10,785)
(うち有価証券利息配当金)	(3,283)
役 務 取 引 等 収 益	3,007
そ の 他 業 務 収 益	1,430
そ の 他 経 常 収 益	1,354
経 常 費 用	17,703
資 金 調 達 費 用	629
(うち預金利息)	(156)
役 務 取 引 等 費 用	1,934
そ の 他 業 務 費 用	3,641
営 業 経 費	8,039
そ の 他 経 常 費 用	3,458
経 常 利 益	2,403
特 別 利 益	5,617
特 別 損 失	1,388
税 引 前 中 間 純 利 益	6,632
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	394
法 人 税 等 調 整 額	2,170
法 人 税 等 合 計	2,564
中 間 純 利 益	4,068

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の未収配当金の計上基準
市場価格のある株式に係る、その他利益剰余金の処分による株式配当金（但し、配当財産が金銭の場合のみ。）は、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する会計期間に計上しております。
2. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を除く。為替変動による評価差額は、その他業務収益又はその他業務費用に含まれる外国為替売買損益を含む。）については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～50年
その他 5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、正常先債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、要注意先債権は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率を過去の一定期間における平均値に、将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
なお、経営改善計画を策定している要注意先で、特に信用リスクが大きく、債権額及び償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。）により計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規定に基づく取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社山口フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

11. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に準拠し、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当該適用による中間財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。これに伴い、非上場のデリバティブ取引の時価評価について、自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映するよう見直しをしております。当該見直しにあたって、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に伴い、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間期の期首の利益剰余金に反映しております。なお、本対応による中間財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過措置に準拠し、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、上場株式の当中間連結会計期間末における貸借対照表価額の算定基準を、期末前1カ月の市場価格の平均から、期末日の市場価格に変更いたしました。

会計上の見積りの変更

（貸倒引当金の計上基準）

当行では、事業性評価を通じて、取引先の中長期的な成長に繋がる経営計画等の策定・実行支援を行ってまいりましたが、財務内容が芳しくなく、経営改善計画を策定している要注先については、その他の要注先と比べ貸倒実績率等に差が生じており、リスク特性が異なるポートフォリオであることが確認できましたので、予想損失額をより精緻化するための手法及び体制の検討を進めてまいりました。

その結果、当該ポートフォリオに対する予想損失額の精緻化を図るための体制を構築できたことから、当該債務者のうち債権額及び債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者については、当中間連結会計期間よりDCF法へ変更しております。

この変更により、貸倒引当金繰入額および貸倒引当金は622百万円増加、経常利益及び税引前中間純利益は622百万円減少しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年5月7日法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、今後一定期間継続すると想定しております。

当行は個々の貸出先の状況を適時適切に把握するとともに、各種支援制度等の活用を含め、資金繰り等お客様の事業継続等に必要の様々な支援を実施していることから、貸出金等の与信費用への影響は限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定には不確実性があり、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かわず長期間継続、または一層進行する場合等において、さらに経営環境が悪化した場合には、当中間期末後の貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,766百万円、延滞債権額は32,914百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は73百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,888百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,643百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,006百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	21百万円
有価証券	195,218百万円
貸出金	295,650百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,342百万円
債券貸借取引受入担保金	96,698百万円
借入金	190,000百万円

上記のほか、先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	2,026百万円
------	----------

また、その他資産には、保証金、公金事務取扱担保金、金融商品等差入担保金及び為替決済差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,464百万円
公金事務取扱担保金	17百万円
金融商品等差入担保金	1,713百万円
為替決済差入担保金	30,000百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、252,137百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが223,171百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,472百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,093百万円であります。

11. 単体自己資本比率（国内基準）11.08%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,059百万円、株式等償却0百万円を含んでおります。

2. 当中間会計期間において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
広島県内	営業用・共用資産・福利厚生	土地・建物	993百万円
合計			993百万円

当行は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、当行全体に関連する資産であるため共用資産としております。

移転や廃止の決定とした上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額993百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地784百万円、建物（処分費用を含む）209百万円であります。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、処分見込価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。また、現金預け金、コールローン、外国為替（資産・負債）、コールマネー、債券貸借取引受入担保金等の、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの及び重要性の乏しいものは、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券	557,411	557,411	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（*1）	2,353,328 △28,284		
	2,325,044	2,347,239	22,195
資産計	2,882,455	2,904,650	22,195
(1) 預金	3,221,678	3,221,721	43
(2) 譲渡性預金	38,513	38,513	0
(3) 借用金	198,013	198,077	64
負債計	3,458,204	3,458,312	108
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(209)	(209)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,411)	(1,411)	—
デリバティブ取引計	(1,621)	(1,621)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1)(*2)	2,487
② 組合出資金 (*3)	1,803
合 計	4,290

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年9月30日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,112	3,190	1,922
	債券	78,210	78,013	196
	国債	—	—	—
	地方債	16,187	16,160	27
	社債	62,022	61,853	168
	その他	18,867	18,616	250
	小計	102,190	99,820	2,369
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,070	18,096	△1,025
	債券	248,492	252,518	△4,025
	国債	195,944	199,890	△3,946
	地方債	13,040	13,065	△24
	社債	39,507	39,562	△54
	その他	189,658	195,492	△5,834
	小計	455,221	466,107	△10,886
合計		557,411	565,928	△8,517

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,487
組合出資金	1,803
合計	4,290

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,818 百万円
その他有価証券評価差額金	2,667
減損損失	417
賞与引当金	276
有価証券有税償却	215
減価償却費	162
その他	1,139
繰延税金資産小計	13,699
評価性引当額	△1,631
繰延税金資産合計	12,068
繰延税金負債	
退職給付信託償還益	1,788
退職給付引当金	1,083
退職給付信託設定益	575
その他	18
繰延税金負債合計	3,465
繰延税金資産の純額	8,602 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 389円64銭

1株当たりの中間純利益金額 9円34銭